

困ったら一人で悩まず 行政相談

行政相談制度は、国などの役所の仕事に対しての苦情や、制度や仕組みについての相談、どこに相談すればよいのか？といった苦情や要望を受付け、その解決を図る制度です。

総務省では、この制度の利用を促進するため、10月17日から23日までの1週間を「行政相談週間」と定めて重点的に活動を行っています。

道路に枝が出ていて危ないけど、どこに言えばいいの？

大山町でも、10月の相談所を次のとおり開設していますので、どうぞ御利用ください。

開設日	場 所	開設時間	行政相談委員
5日 (水)	名和公民館	9時30分～12時00分	松岡久美子さん
12日 (水)	大山公民館	13時00分～16時00分	大塚典子さん (人権擁護委員さん合同)
25日 (火)	福祉センターなかやま	9時30分～12時00分	西川昌康さん (民生委員さん合同)
29日 (土)	大山農業者トレーニングセンター (大山町総合文化祭会場)	10時00分～16時00分	大山町の行政相談委員さん 3名による合同相談会

このほか、10月には、次の合同行政相談所が開設されます。

開設日	場 所	開設時間	参加機関
18日 (火)	とりぎん文化会館第2会議室 (鳥取市尚徳町101-5)	13時00分 ～16時00分	鳥取地方法務局 人権擁護委員
21日 (金)	米子市福祉保健総合センター 「ふれあいの里」4階会議室 (米子市錦町1-139-3)	13時00分 ～16時00分	鳥取労働局 鳥取税務署 日本年金機構 弁護士
25日 (火)	倉吉未来中心1階小ホール (倉吉市駄経寺町212-5)	9時30分 ～12時00分	行政相談委員 鳥取行政評価事務所など

鳥取行政評価事務所では、電話・手紙などによる相談も随時受け付けています。相談は無料で秘密は守られますので、お困りの場合はどうぞご利用ください。

成年後見制度ってどうすれば使えるの？

◆問い合わせ先

鳥取行政評価事務所 (<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/tottori.html>)
電話 0570-090110 (全国共通) 0857-24-5542 (直通) FAX0857-24-5942

ラジオの音が入りにくい！これって違法電波？

「社会生活基本調査」 にご協力ください

鳥取県では、10月20日現在の社会生活基本調査を実施します。

この調査は、わたしたちが日々どのくらいの時間を仕事や学業、家事に費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査し、その結果は仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成などの基礎資料となります。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、調査票にご記入ください。

